

歯科技工海外委託問題訴訟

最高裁へ

上告 平成21年10月27日

(行サ) 第174号 (上告提起) (行ノ) 第192号 (上告受理申立)



街頭宣伝活動
シンポジウム



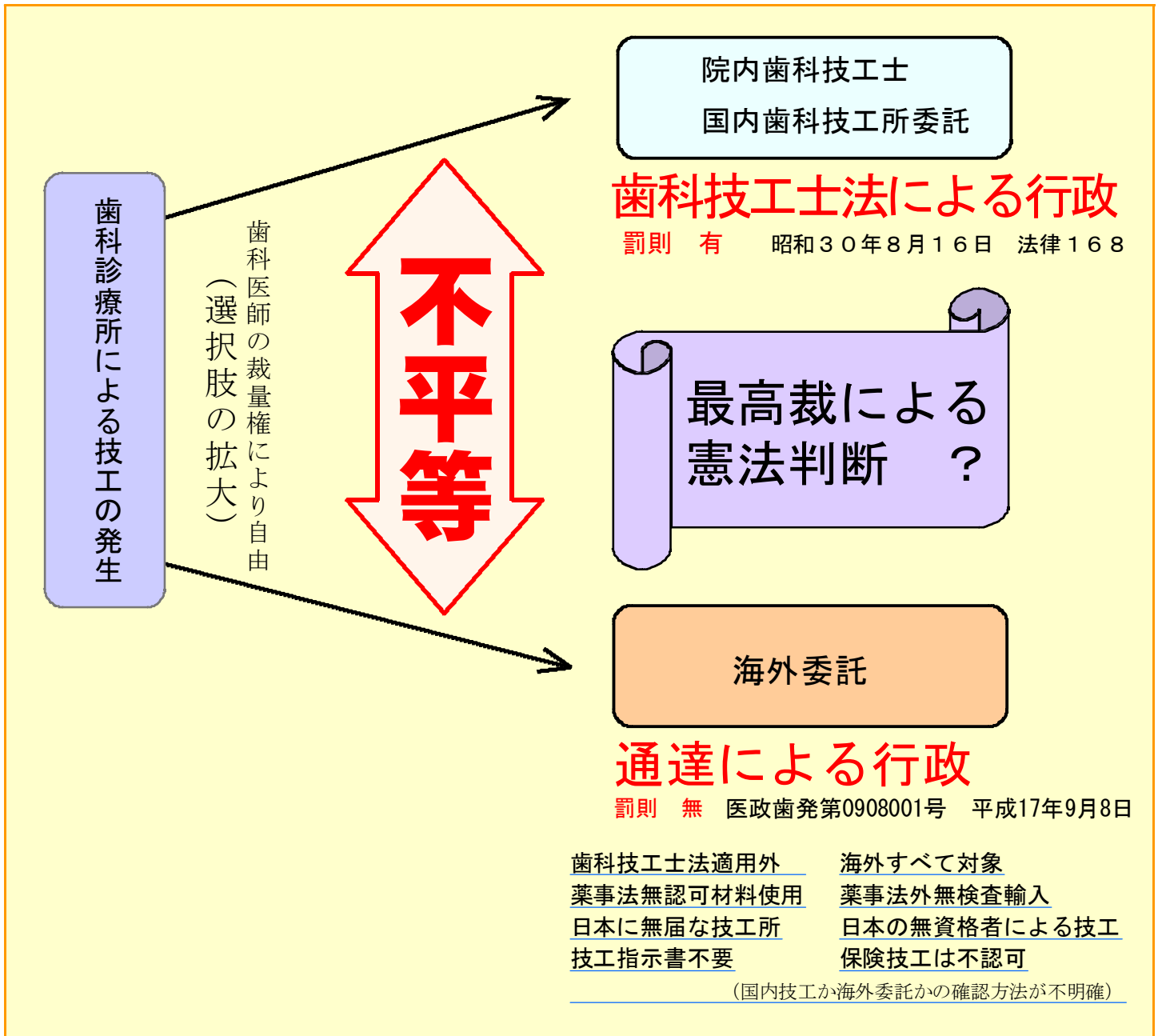
中国歯科技工視察
裁判報告会



1	図解 歯科技工委託の現実	1 p
2	代表挨拶	2 p
3	控訴審経過	2 p
4	控訴審判決文	3 p
5	原告団・弁護団 判決声明文	5 p
6	保団連 判決抗議文	6 p
7	局面早わかり・講演録	7 p
8	パネルディスカッション	9 p
9	海外技工視察記	11 p
10	中国技工所写真集	13 p
11	自治体意見書	15 p
12	主な記録と資料データ	17 p

歯科医療を守る国民運動推進本部

歯科技工委託の現実



金銭が目的でない行政訴訟

訴状の「請求の趣旨」の中に次の項目があります。

- 1 被告は、原告らには海外委託による歯科技工が禁止される事により歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることを確認する。
- 2 被告は、原告脇本征男外原告目録記載の各原告に対し、各100万円の内金10万円及びこれに対する本訴状送達後支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

このうち、項目2について、「個人の金銭目的裁判だ」との意見が一部にあります。これは大きな誤解です。国を相手に行う裁判では国家賠償請求訴訟というのが一般的です。行政の過ちによって、個人が損害を被ったという訴えには必然的に金銭要求が伴います。いわば裁判の基本形式で、たくさんの訴訟を手がけた経験豊富な弁護団が熟慮して選択したものです。そして、多額の経費と時間をかけて行う今回の裁判で原告団が経済的に潤うものではありません。また、この裁判形式は「政策形成訴訟」という歯科技工士地位保全の権利確認が目的であり、当事者のみならず全ての歯科技工士が裁判の結果、法的な恩恵を受けることができる公共的に意義あるものです。

2 代表ご挨拶

上告に際してのお願い



歯科医療を守る国民運動推進本部

代表 脇本 征 男
わきもと ゆきお

「本件各控訴をいずれも棄却する」。法律上の争訟にあたわずとの判決は想定内のこととはいえ、民事訴訟における限界を突きつけられた感は否めません。以前、社団法人都技対策本部が「刑事告発」を提起した経緯があります。その時点で、警視庁からは厚生労働省の正式見解を求められました。その対策運動途上、発出されたのがあの「17年通達」であります。

その内容は、歯科技工士制度を軽視するものであり、歯科技工士の業務独占の侵害でありました。歯科技工士法に抵触の疑いがある「歯科補綴物を海外に委託したい」旨の相談があった時、行政としては「現行法がある限り無理です」と言うことが、せめても法の下で行政を掌っている監督官庁の責務であったのではないかと考えます。

それが、歯科医師の裁量権をととなえ、相手が無資格者と知りつつ海外委託を認めることは国民に対する詐欺行為以外考えられません。本来、唯一の業界団体が、全歯科技工士の先頭に立って「法の確認」を図るべきところ、再三の要請にもかかわらず応諾して頂けないため、80人の原告が立ち上がったものです。おかげ様で公開裁判によって、歯科医療の秘境的存在だった歯科技工士が、身に余る問題を抱えた業種として、広く国民の周知の存在になりつつあります。

未曾有の高等裁判所における「進行協議」で求められ、原告側が提案した和解案は、裁判外で、有識者、歯科医療関係者、消費者団体関係者等による海外委託問題解決のための専門的検討機関の設置でありました。日技に和解案の賛同をお願いしましたが断られ、全国の47歯科技工士会にお願いをしたところ文書で1都36県のご賛同が得られました。

また、国民の立場から各自治体の国に対する「意見書」採択が、41府県市町村にも及び、(人口、22,211,579人・11月2日現在)国民の二割に近い方々が、早期問題解決に関与しているのです。このほか審議継続中の議会多数あります。更に「支援者名簿」(21,151筆)は、上申書を添えて裁判所に提出させて頂きました。皆様からのご献金やご協力には満腔の敬意と感謝を申し上げます。しかし、冷厳な海外委託の事実は、非情にも止まることを知らず継続されております。

私たちは、本判決に強く抗議するとともに、歯科技工士の法的地位の確立と国民の安心・安全な歯科治療実現のために、上告することに決めました。歯科技工士制度の充実・維持・発展が不可欠であるとの観点から、歯科技工の海外委託問題解決をめざして、最後まで戦う決意でありますので倍旧のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

以上

3 訴訟経過

第一審

事件番号	平成19年(行ウ)第413号	損害賠償等請求事件	原告	脇本征男外79名	被告	国
■ 東京地方裁判所に民事提訴	平成19年6月22日					
■ 第一回弁論	平成19年8月30日(木)午前11:30	第606号法廷				
■ 第二回弁論	平成19年10月25日(木)午前11:30	第606号法廷				
■ 第三回弁論	平成19年12月18日(火)午後1:45	第606号法廷				
■ 第四回弁論	平成20年2月28日(木)午前10:30	第606号法廷				
■ 第五回弁論	平成20年4月25日(金)午前10:45	第606号法廷				
■ 第六回弁論	平成20年6月20日(金)午前10:30	第606号法廷				
■ 第七回判決	平成20年9月26日(金)午後1:15	第522号法廷				
岩井伸晃 裁判長より判決言渡	1	原告らの本件確認の訴えをいずれも却下する。				
	2	原告らのその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。				
	3	訴訟費用は、原告らの負担とする。				

第二審

事件番号	平成20年(行コ)第347号	損害賠償等控訴事件	控訴人	脇本征男外79名	被控訴人	国
■ 東京高等裁判所に控訴	平成20年10月2日					
■ 第一回弁論	平成20年12月17日(水)午後2:10	第817号法廷				
■ 第二回弁論	平成21年2月18日(水)午後1:15	第817号法廷				
■ 第三回弁論	平成21年4月15日(水)午後1:30	第817号法廷				別室にて進行協議
■ 進行協議のみ	平成21年5月18日(月)午後3:00					
■ 進行協議のみ	平成21年6月22日(月)午後4:00					
■ 第四回弁論	平成21年8月5日(月)午後4:00	第817号法廷				結審
■ 第五回判決	平成21年10月14日(水)午後1:10	第817号法廷				
倉吉 敬 裁判長より判決言渡	1	本件各控訴をいずれも棄却する。				
	2	控訴費用は控訴人らの負担とする。				

第三審

事件番号	平成21年(行サ)第174号(上告提起)	(行ノ)第192号((上告受理申立)				
■ 最高裁判所に上告	平成21年10月27日					

4 控訴審判決文

平成21年10月14日判決言渡 同日原本領収
裁判所書記官 松本昌邦
平成20年(行コ)第347号 損害賠償等請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所平成19年(行ウ)第413号)
平成21年8月5日 口頭弁論終結

判 決

控 訴 人 別紙控訴人目録記載のとおり
控訴人ら訴訟代理人弁護士 工藤 勇 治
同 川上 詩 朗
同 岩崎 泰 一
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
被 控 訴 人 国
代表者法務大臣 千葉 景 子
指 定 代 理 人 名 島 亨 卓
同 増 田 勝 義
同 高 野 紀 子
同 鳥 山 佳 則
同 和 田 康 志

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人らと被控訴人との間で、控訴人らに海外委託による歯科技工が禁止されることにより歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることを確認する。

----- 2 ページ -----

- 3 被控訴人は、控訴人らに対し、各自10万円及びこれに対する平成19年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人らの当審における追加主張
(1) 本件確認の訴えの適法性について
ア 個々の歯科技工士は、被控訴人から免許が与えられることにより、歯科技工士としての資格(地位)が認められている(歯科技工士法3条、6条、7条)。歯科技工士法17条1項は、このようにして歯科技工士資格を付与された歯科技

工士に対し、歯科技工業務を独占的に行うことができる地位を保障しているのであって、その目的は、粗悪な補てつ物等が作成されることを防止し、国民の健康な生活(憲法25条1項)を実現するため、国民の健康と安全を守ることにある(歯科技工士法1条、歯科医師法1条)。
ところが、歯科技工の海外委託に関しては、無資格者による歯科技工、指示書によらない歯科技工、公衆衛生上のチェックができない歯科技工所における歯科技工が行われ、安全性がチェックできない歯科材料が使用されるなど種々の問題が生じている。このような歯科技工の海外委託の実態等に照らすならば、上記目的を現実に実現するためには、単に制度として歯科技工士の業務独占を保障するだけでなく、個々の歯科技工士に対して、歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を保障することが不可欠である。
以上によれば、歯科技工士は、歯科技工士法17条、1条、歯科医師法1条に基づき、歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を保障されており、それは個々の歯科技工士に認められた具体的な法律上の利益とい

----- 3 ページ -----

うべきである。
イ そして、被控訴人の作為、不作為により、違法な歯科技工の海外委託が誘発、促進されているという実態があり、このことが上記アの控訴人ら個々の歯科技工士に保障されている歯科技工業務を独占的に行う利益に対し、脅威を及ぼしているところ、「海外委託による歯科技工が禁止されることにより控訴人らの歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があること」が確認されるならば、被控訴人が違法な歯科技工の海外委託を禁止する等適切な指導等を行うことが期待できるし、それにより歯科技工業務の独占的地位への脅威が解消され、控訴人ら個々の歯科技工士の地位が確保されることになる。したがって、本件確認の訴えは、法律上の争訟に当たり、確認の利益もあるというべきである。

(2) 本件賠償請求について

ア 上記(1)アのとおり、歯科技工業務の独占的地位は、個々の歯科技工士に保障された具体的な法律上の利益である。したがって、このような個々の歯科技工士の歯科技工業務の独占的地位を脅かすおそれのある場合には、被控訴人は、その違反の有無を調査し、同地位を脅かすことのないように指導等を行うべき義務を個々の歯科技工士に対して負っているところ、被控訴人は同義務の履行を怠った。
イ 被控訴人の具体的な義務違反(作為又は不作為)は、原審で主張した海外委託問題を調査し実態を把握すべき義務違反、海外での歯科技工を規制すべき義務違反、平等原則(憲法14条)の指導違反のほか、次のものがある。

(ア) 本件訴訟提起後、厚生労働省の委託の下に実施された「歯科補綴物の多

4 控訴審判決文

国間流通に関する調査研究」(甲52)は、不十分な調査(中国及び東南アジアの中小の技工所ではなく、中国の輸出型大規模技工所を調査している)に基づくものであり、その内容も、a海外技工委託は少なく、減

―― 4 ページ ―――

少傾向にある、b本件通達(甲1)は海外技工物を抑制する効果を持った、c海外技工物はおおむね問題がない、d金属、材料に有害物質が混入することはありません、e中国の技工体制(大規模輸出型技工所)は使用材料、技工士、施設など良く管理されており高効率、高品質である、f海外技工流通は世界の主流でありインフラとして定着している、g日本の歯科技工や国内技工のあり方は世界的に特殊であり、今後の新たな海外からの技術の導入等で共存できるよう調整が必要である、とするなど、それ自体誤ったものであるのみならず、かえって、海外技工を絶賛しており、国民の健康と安全を守るという視点及び国内の医療体制を守り発展させるという視点からみると問題の多いものである。すなわち、同調査は、安全を巡っての十分な視点や考察が欠如しており、歯科技工を医療の一環としてではなく単なる物としてしか見ず、歯科医療チームのパートナーとしての歯科技工士の役割を全く認識していない。また、国家資格を認定している当事者としての自覚と責任が全くない。

(イ) 歯科技工士法26条は、①歯科医師又は歯科技工士である旨、②歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名、③歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、④その他都道府県知事の許可を受けた事項を除く広告を禁止している。にもかかわらず、歯科技工の海外委託を仲介斡旋する業者らは、同条で定められた事項以外のことについても広告をしている。

被控訴人は、歯科技工の海外委託を仲介斡旋する業者らの広告制限違反(歯科技工士法26条違反)の事実を知り、あるいは容易に知り得たにもかかわらず、これら業者への指導等を行っていない。そのことにより、個々の歯科技工業務の独占的地位が脅かされるに至ったのであるから、被控訴人の不作為には違法性が認められる。

なお、これら広告には、本件通達をもって「国が歯科技工海外発注を

―― 5 ページ ―――

認めた」としているものもあり、本件通達が、歯科技工の海外委託を誘発、促進していることが明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件確認の訴えは不合法であり、本件賠償請求は理由がないものと判断する。

その理由は、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人らの当審における追加主張について

(1) 本件確認の訴えについて

控訴人らは、歯科技工士は、歯科技工士法17条、1条、歯科医師法1条に基づき、歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を保障されており、それは個々の歯科技工士に認められた具体的な法律上の利益である旨主張する。

しかしながら、歯科技工士法が歯科技工の業務の主体を歯科医師及び免許を受けた歯科技工士に限定する業務独占の規制を設けたのは、「歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与する(同法1条)」という一般的公益としての公衆衛生の保持を目的とするものであって、個々の歯科技工士に対し、具体的な法律上の利益として、歯科技工業務を独占的に行う利益を保障したものとはいえないことは、原判決が詳細に説示しているとおり(原判決16頁9行目から18頁19行目まで)である。また、歯科医師について、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することをその任務として定めている歯科医師法1条の規定を根拠に、歯科技工業務の独占が法律上の利益として保障されていると解することができないことは明らかである。

そうすると、「控訴人らに海外委託による歯科技工が禁止されることによ

―― 6 ページ ―――

り歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることの確認を求める」という本件確認の訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を前提とするものとはいえないから、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」にあたらず、また、確認の利益も欠く不適法なものとわざるを得ない。

(2) 本件賠償請求について

歯科技工士法及び歯科医師法が歯科技工士に対して歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を、具体的な法律上の利益として保障したものは、いえないことは、上記(1)のとおりであるから、かかる具体的な利益があることを前提とする本件賠償請求は理由がない。

3 以上によれば、控訴人らの本件確認の訴えは不合法であるから却下すべきであり、本件賠償請求は理由がないから棄却すべきであって、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官	倉 吉 敬
裁判官	山 本 博
裁判官	小 林 元 二

(ページ縮小のためレイアウトが原本とは異なります)

東京高裁判決に関する声明

本日、東京高等裁判所第20民事部は、歯科技工士らが国に対し、歯科技工の海外委託により国民の歯科治療の安全性を支えている歯科技工士の業務独占が脅かされていることに対して、歯科技工士の業務独占の地位を保全すること等を求めた裁判（歯科技工海外委託問題訴訟）について控訴を棄却する判決を下した。

本判決は、歯科技工士の業務独占は、一般的公益としての公衆衛生の保持を目的とするものであり、個々の歯科技工士に対し具体的な法律上の利益として歯科技工業務を独占的に行う利益を保障したものではないとして、法律上の争訟及び確認の利益等が認められないと判断した。

本判決は、歯科技工の海外委託の実態に言及することなく、歯科技工士法第1条の文言のみから、歯科技工士の業務独占の目的を形式的かつ限定的に解釈したものであり、極めて不当な判決である。

そもそも、歯科技工の海外委託には、無資格者による・指示書によらない歯科技工が行われていること、技工所の衛生管理や技工材料の安全性を担保する制度がないこと等の問題点が指摘されている。ところが、国は、歯科医師の責任に委ねるのみであり（平成17年通達）、その他何らの対応もせず放置している。そのため、個々の歯科技工士の業務独占の地位が脅かされ、国民の歯科治療の安全性への懸念が高まっている。

本判決は、このような歯科技工の海外委託の実態を踏まえることなく、単に形式的かつ限定的に判断したものであり、司法の責任を放棄したものである。

私たちは、本判決に強く抗議するとともに、歯科技工士の法的地位の確立と国民の安全な歯科治療の実現のために、上告することとした。

本件訴訟提起後、全国で1つの県議会、16の市議会、20の町村議会がこの問題に関する意見書を採択している。また、本件訴訟支援の署名も約2万筆に至っている（平成21年10月14日現在）。また、国に対して、歯科技工海外委託問題の解決のために、有識者、歯科医療関係者、消費者団体等からなる検討機関を設け協議するよう求めてきたが、これに対して、37の都道府県の歯科技工士会が賛同する意思を表明している。

このように、歯科技工の海外委託問題の解決を求める声は、法廷の外でも大きく広がりつつある。

私たちは、国民の安全な歯科治療を実現するためには、歯科技工士制度の充実・維持・発展が不可欠であるとの観点から、歯科技工の海外委託問題の解決をめざして、最後まで戦う決意である。

平成21年10月14日

歯科技工海外委託問題訴訟原告団
歯科技工海外委託問題訴訟弁護団

東京高裁判決に抗議する

歯科技工士80人が、厚労省の「国外で作成された補綴物等取扱いについて」（平成17年通達）に伴う国の歯科技工の海外委託容認政策によって、歯科技工士法で規定されている国民の安全な歯科技工や歯科技工士の地位保全が脅かされているとして、東京高等裁判所に控訴していた「海外委託技工訴訟」について、東京高裁第20民事部は、10月14日原告の控訴棄却の判決を下した。

高裁判決では、一審の東京地裁判決同様歯科技工士法で定められた歯科技工士の業務独占を公衆衛生の保持を目的としたものであることを認めたが、個々の歯科技工士の法律上の利益を保障したものではないとして、原告の「法律上の争訟及び確認の利益」等の訴えを認められないとした。

保団連は、海外技工問題訴訟については、保険で安全、良質な歯科技工物を確保するという立場から、歯科医師や患者の調査を実施するなどの活動を通じて、この問題を社会に提起し、同通達の撤回を求めてきた。そうした私たちの運動が反映し、1県議会、37市町村議会で「国外で作成された海外技工物について」の意見書が採択され、東京高裁の審理過程では、裁判所より、海外委託技工問題は国民の安全な歯科医療に係る問題だからという趣旨で、「進行協議」の提案が行われ、原告に対して歯科技工海外委託問題の解決策の提案が求められた。原告は裁判長の提案に基づいて、有識者、歯科医療関係者、消費者団体からなる検討機関を設けるよう提案した。この提案は、1都36県の歯科技工士会から賛同の意見表明がよせられた。

このような海外技工問題に対する国民的な関心の広がりにもかかわらず、進行協議を提案した裁判長が審理途中で交代され、歯科技工の海外委託の実態や問題点に言及することなく、東京地裁判決同様「門前払い」の不当判決を下した。私たちは、この判決に強く抗議する。同時に裁判所からの「進行協議」の提案を拒否した被告の国に対しても抗議する。

私たちは、引き続き、歯科技工海外委託問題訴訟原告団・同弁護団の上告を支援し、国民のために安全で良質な歯科技工物を確保するために奮闘するものである。

2009年10月22日
全国保険医団体連合会
歯科代表 宇佐美 宏

歯科技工海外委託問題についての考え方、その局面

歯科技工海外委託問題訴訟弁護団 弁護士 川上詩朗



東京都歯科技工士協議会講演録

平成21年6月27日 東京都歯科技工士会館にて 出席者、協議会役員、都技役員、支部長ほか多数

1 訴訟に踏み切った理由

日本国内での歯科技工については歯科技工士法第17条「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。」第18条「歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りではない。」という制度があります。これによって国民の安全が守られており、無資格者による歯科技工には罰則規定があり、厳しい歯科技工士制度があります。ところが、海外委託の場合、国の方針は平成17年通達で明らかにされており、いったん海外委託に技工が移った場合はまったく規定が無く、どんな場所でどんな人が作っているのか自由です。国は関知しません。国外と国内で同じ患者さんに使う物なのにもかかわらず取扱がちがう。果たしてこれでいいのかという疑問がわいて来ます。この問題を誰に相談しても、日本では法律があるのに海外委託では自由と言うのはわおかしいと言います。わかりやすい問題です。そこでいろいろ検討した結果、歯科技工の海外委託が合法か違法か、技工士制度の崩壊を防ぐため、歯科技工士有志80名によって制度確認の訴訟に踏み切りました。

2 訴訟から見えてきた国の方針

訴訟によって国の答弁から考えがだんだんとわかって来ました。私達は歯科技工士法によって海外委託は許されないと考えていました。日本で許されない事が、どうして海外に於いて許される理屈はどこにあるのか、国に問いました。それによると、国の答弁は歯科技工の委託は歯科医師に委ねるというものでした、どこにどのような形で委託しようが歯科医師の裁量権の範囲で、歯科医師が自由に委託先を選べるというのが国の考えである事がわかりました。それに国は箇々の海外委託に関して一切関知しない。歯科医師が安全なところを選んで責任を持ちなさいと云う事であった訳です。

3 歯科技工士の存在

この考え方を進めていくと結局歯科医師と歯科技工士の関係が疑問になります。海外委託においては無資格者でもいいと認めていることになれば、理屈からいえば国内においても無資格者に頼んでもいいという論議になります。それなら、歯科技工士制度を設けている意味が失われてしまうという疑問が出てきました。海外委託の問題はこのままでは日本の歯科技工士制度は崩壊させてしまう。日本の歯科技工士制度を守るのか守らないのか根本的な問題が見えてきました。

もう少し具体的に考えると歯科医師と歯科技工士の関係をどのように考えればいいのかと云うと、もっと歯科技工

士の独自性をアップさせて行かなければいけないと思います。歯科医師が委託先を決めればいいという今の国の考え方は技工士が抜けてしまっています。有資格者の歯科技工士にでなければ委託できないという立場にせめて理屈の上でも位置づける必要があると思います。

4 憲法と歯科技工士制度

憲法25条【生存権、国の社会的使命】1「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」2「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」となっています。よって国民は安全な歯科治療を享受する権利があります。歯科技工士制度は究極的に国民の安全な歯科治療が目的であります。国民に安全な歯科治療を提供するための歯科技工士制度は憲法のもとに位置づけられているという考え方が、歯科技工士の側には弱いのではないかと思います。憲法と歯科技工士制度は表裏一体のものであります。ここをしっかりと認識していただきたいと思います。

5 海外委託は政策形成訴訟

歯科技工士制度が脅かされている現状を解決するため、なにが必要だろうか、いろいろな方法があります。通常の訴訟は裁判の中のやりとりによって問題解決しようとしているのですが、海外委託についてはこれとは異なります。つまり、歯科技工士制度のあり方を確認していく、海外委託を止めさせていく、政策として明確にさせていく、これを訴訟によってやっていくという裁判のやり方であり、この方法を政策形成訴訟といえます。あまり聞いた事がないかも知れませんが、たとえば、ハンセン訴訟、HIV訴訟、大気汚染訴訟、原爆訴訟、などは国の政策にかかわる訴訟です。最終的な解決には立法的な解決、あるいは行政的な解決を目指しています。原告だけを救うのではなく、原告の背後にいる同じ立場の人達全部を救う訴訟です。海外委託問題解決の有益な手段としてこのような訴訟を現在やっているのです。

6 裁判での努力

裁判の中では裁判官にしっかり海外委託の問題点を理解してもらおうよう努力してきました。その中で違法であるという判断を裁判官にしてもらうのが目的です。裁判官にこの問題を解決しなければならないという気にさせていかなければなりません。その結果判決という形になるか、和解という形になるか、裁判官がイニシアティブを取ってこの問題を解決に向けての解決の場を形成していくようこの役割を裁判所が果たすよう目指しています。訴訟の中では徹底して国の弁論に反論し、海外委託の実態を示して何が問題なのか示してきました。

7 進行協議とは

今の局面は一審では負けて、控訴審になっています。そして、進行協議になっています。これは、この手の訴訟で進行協議になるのは弁護士業界で誰に聴いても皆、珍しいと言われました。普通ならば、結審し、判決に移ってもいいのです。しかし、そのような方法をとらず裁判官は進行協議にしました。我々が希望したのではありません。正直いって我々は驚いたのです。なぜ裁判官の方から進行協議を選んだのか、問題はここにあります。

進行協議というのは何かというと、少人数で小さな部屋で話をするのです。国の代理人は厚生労働省と法務省の担当者です。まず、裁判官は双方に対して、「いろいろ資料を読ませていただいた結果、海外委託には問題点があります。」と言ったんです。「国民の安全を守るという点は厚生労働省も同じでしょう。」とも言ったのです。この裁判官の言葉から、我々の主張が裁判官に伝わったのだと思ひ、嬉しかったです。

進行協議は3回重ね裁判官は国を説得してくださったのです。我々の提起した問題を受け止めてくれ何とかしたいと裁判官も非常に努力していただいています。ところが国はどんな内容でも訴訟という場所において約束する事は出来ないと言主張して譲りません。裁判官はかなり粘って国を説得してくれました。

8 裁判外活動

我々は裁判の中で和解という解決が困難なら、裁判外でも同時並行で活動する事を裁判官に伝えました。それによってその結果を裁判に反映させたいと言いました。それから、我々は、進行協議の間に裁判外活動では、国会にも行きました。日本歯科技工士会にも要請をし、日本歯科医師会にも要請をし、患者さんの観点からも必要と思ひ、生活協同組合や主婦連など22ぐらいの団体がある、全国消費者団体連絡会にも行きました。消費者団体では全くこの問題を知らず驚いていました。政党では自民党、民主党、野党の他の先生にも合いました。そしてかなり動いてくれました。厚生労働省のそれなりのポジションの方を呼び問い詰めたやりとりの情報も聴いています。

民主党の議員が厚生労働省の言い分を聴いたところによると、国の言い分は歯科技工の海外委託はほぼ安全であり問題ない。日本の技工業界は一人ラボが多く近代化が遅れている。日本の厳しい技工業界の状況は国はわかっている。日本の技工所を近代化しようとしている。これが国の基本的な発想であることもわかりました。従って海外委託問題を解決しようなんて発想は出てこないわけです。

9 国の実態調査を踏まえて

平成19年6月提訴したときは国は海外委託の調査は必要無いと聞いていました。しかし、ここに来て国が実態調査をした理由は、20年3月アメリカの発表から中国技工物から鉛が出てきた事がわかった。それに、各地方自治体などの意見書も上がってきて、国会議員の先生方も何とかしては行けないとこの問題について意見を述べています。そういう事で国は対応しなくてはならなくなってきました。そして、今年3月発表した報告書が出されました。

私達がいま要求しているのはこの海外調査を踏まえてきちっと検討して何が問題なのか何が是正すべきなのかその

是正するために法改正が必要なのか、正面から協議機関を設けて欲しいと訴訟の場で和解の条件として国に申し入れてきました。それに対して国側は訴訟の場でどんな中身であっても約束することは難しい、しかし訴訟外で正式に要請があれば国側としては検討すると口頭で言っています。

10 日技への要請と回答

歯科技工の業界団体である日技が訴訟外で国に要請をしていただきたいとお願いをしたのが今年4月28日に出した日技への要請書です。それについて日技から回答書が5月1日に来ています。これによりますと日技が国に正式に要請をするとは回答していません。私達としては裁判の支援をやってもらいたいと言っているのではないんです。組織として自主的に裁判とは関係なく、海外委託の問題をきちっと自分たちの問題として提起してもらいたいと日技にお願いしているのです。それには今がいい時期だと薦めています。裁判でも話が進んでいる、地方自治体でも意見書がたくさん挙がってきている、今、まさにいい時期なんだから、組織として独自に動いてもらいたいと、日技に何度も頼んでいるのですが、残念ながら了解してもらえません。日技が動かないなら、各都道府県の歯科技工士会に直接お願いして日本歯科技工士会の方へ動くように要請してもらえよう願っています。

11 解決道筋への提案

私達はこの運動の視野に入れているのは裁判だけでなく国会、内閣、世論、業界関係者、消費者、メディア、などです。それぞれの役割を果たしながら解決の道筋を見つけてゆく。そのためには今何をなすべきか考えています。今がチャンスですから是非解決の道筋を作ってもらいたいと思ひます。すぐに解決するのは難しいですから、一つの方法として検討委員会を立ち上げて、そこでもって、有識者、業界関係者、消費者関係者にそういう人達に入っただいて、この問題を正面から検討していただけるようこの運動をしているのです。裁判官の方にもこのことを伝えてあり力を貸して下さるようお願いしています。

12 歯科技工士と国との対決

解決のための協議会ができたとしたらその中身が問われているのです。ぜひ、皆さんもすぐに検討を始めてもらいたいです。要するにこの海外委託の問題をどうするか、日本には歯科技工士制度というものがあるわけですから、これを維持し、充実させ、発展させるといふ観点から海外委託の問題に対応していく、この運動をしていく組織は技工士会しかないのです。

自分達の立場からこの問題をどう解決の道筋をたてていく、そういう時期にきている、皆さんのところで大いに議論していただいてどういう方向性がいいのか、議論を早急に始めていただくのが非常に大事です。

なぜなら、このまま国のような考え方で進行して行くと、歯科技工士制度を崩すという方向性が見えるわけです。そこで皆さんがしっかりした対決行動をまとめていないと負けてしまいます。是非そういう方向で活動をしていただきたいと思ひます。

―― 盛大な拍手にて終了。

歯科技工の海外委託から見えてきたもの

- 1 国民の安全安心の歯科医療には何が必要か
- 2 日本の歯科医療制度を守るために何が必要か
- 3 歯科医療のグローバル化には何が必要か

平成21年8月23日（日）PM1:00～5:00 於：九段会館・鳳凰の間

①

国民の安全 安心が本質

安藤 海外技工問題での国民の姿勢が理解できない。パネラーの先生方の考えを聞かせてほしい。

成田 歯科医師がチームリーダーとして歯科医療を引っ張って行くのは分かるが、私の知る歯科技工士はチームパートナーとして信頼出来る方が多く、歯科医療チームとして欠かせない存在である。

海外技工の問題はこれと同じで、業界の都合を優先し、肝心の患者さんの健康と安全が無視されている。国民の安全と安心をどう考えるのかという本質をスピーディーに捉え、対応することが求められる。

金田 歯科医師の知らないところで問題が起きている。医療の経営を考えれば少しでも利益率の良い方に流れるのは分からないではない。患者に選択される品質の良い歯科技工作りを今以上に心掛け、提供していくことが大事だと考える。

田辺 この訴訟が起きた時は朝日新聞の社説だった。早速取材し記事にした。東京本社版と西部本社版に掲載されたが、大阪と名古屋には掲載なかった。

し、他紙も半分は取り扱ってなかった。

無茶苦茶としか表現のしようがないが、その行政を日本歯科技工士会が否認しているのは驚いた。

ある団体が行った昨年10月の調査でも国民の8割以上が海外からの入れ歯輸入に反対している。患者も口の中に入れられる入れ歯が海外からの輸入であると思えば、多くが反対すると思う。

脚本 先輩諸氏が突き上げてくれた歯科技工士制度を後継に引き継ぐために制度を崩壊させてはいけないとの信念がなければこうした戦いは続けられない。「歯科技工士の問題でない、歯科技工士自らが戦わなくては駄目なのか。我々の戦いを金儲け主義と捉える輩には逆者を促したい。

「雑貨扱い」 認知は3割

安藤 患者の9割は歯科技工物の製造元を知らされておらず、歯科医師の68.4%は海外技工物が「雑貨扱い」と知らなかったとの調査結果がある。国民の安全安心の歯科医療をどう考えればいいのか。

成田 青森県内の4市17町村

議会が海外技工の禁止を求める意見書を採択している。歯科技工物は国で管理されたものが口腔内に入っていると信じている。「この事態を説明する」とそんなものが入れられるの」と驚きの反応を見せた。

国や厚労省、マスクミなどは鉛などの人体に直接危険な材質が出てこないと安全を問題にしないが、この論理を覆すためにも①材質上の安全②品質上の安全③品質保証④契約責任⑤法的、行政的など社会的な規制⑥危機管理システムの安全性のフットワークという7つのキーワードはきちんと押えておく必要がある。

そして、これらを詳細に見ていくと、食品衛生法の「いんは」の「い」も理解していない行政の問題が多々見られる。

海外技工については各種団体が患者や歯科医師、歯科技工士に対して行った調査結果でも当事者の多くが反対している。誰のための国、行政なのかと考えさせられる。

安藤 歯科医師が海外に歯科技工物を発注する場合84.7%は取引先の歯科技工所が海外に発注しているとの調査結果がある。歯科医師に無断で発注するケースも含まれている。歯科技工士は最終ユーザーが国民であるのを忘れたのだろうか。

金田 患者さんの満足度を最優先で考えているが、完成した補綴物に対する技術評価が低く、利益が出にくい構造になっている。

歯科医師の診療報酬が落ち込み、経営的に苦しくなってきた。若い歯科医師は外注技工料金をできるだけ抑えたいと考えており、開業している患者にも「おやしの」ところの技工料が一番高いと言われる。

この問題の根本的な解決のためには補綴物に対する歯科技工士の技術を患者さんに分かってもらい、患者さんに選んでもらえる仕組み作りが求められる。

安藤 この裁判の経過を見てると提供する側の補綴物の安全、安心への意識が薄れてきているように感じる。国民がこうした実態を知ったらどう思うだろう。

田辺 金田が挙げ出すといった問題や金田アレルギの問題がマスクミで取り上げられたことがある。口腔内で長期に活用される人工臓器としての補綴物の材質は国民にとって気になる問題と言える。

しかし、輸入での取り扱い、補綴物は「雑貨扱い」になっている。人工臓器であることでは薬事法の規定下にあるのが当然のこと。40年、朝日新聞で記事を書いていたが、補綴物が雑貨扱い

で、誰が作り、誰が売ってもいいという話を、今回の訴訟で初めて知った。

厚労省は突然わけの分からない通達を出すことがある。専門家がそれを追認するかどうか問われるが、海外技工の取り扱いについては日南と日技が了承したとも聞いている。しかし、現実問題として海外技工の材質のチェックについては誰もできない。国は大きな役割を放棄しており、果れどもが言えない。

安藤 国民の安全、安心を保持するため、国内の歯科技工物に対しては法的に様々な規制が設けられているのに海外技工物には規制がない。これで医療の安全、安心は守れるのだろうか。

現行法の矛盾 正すのは当然

脚本 法律は趣旨、目的があって国会で作られる。行政はその法律に従って行政指導、処分等を行う。海外委託技工については平成17年通達で、歯科医師がすべての責任を担っては国内の規定は関係ないと言われた。

行政権の互用と取れなくもないが、厚労省のやることなので仕方がないと二部には諦めがある。（左のページへつづく）

8 パネルディスカッション

この2ページ本文は、本誌の10月27日発行の新聞記事をもとに、意図をこまめに用いて編集された。

パネラー

座長・司会進行

- 田辺 功 医療ジャーナリスト 元朝日新聞新聞編集委員
- 成田博之 歯科医師 全国保険医団体連合会 理事
- 金田米秋 歯科技工士 東京都歯科技工士協会代表
- 脇本征男 歯科技工士 歯科医療を守る国民運動推進本部 代表
- 安藤嘉明 歯科技工士 元(社)日本歯科技工士会 理事

2

裁判官の提案による進行協議の中で、より良い方向に向けた協議のためのテーブルに導くことをお願いしても、国側は「時間がない」と拒否し、日朝や日技に国への働きかけをお願いしても色よい回答は得られなかった。何のために組織が存在するのか分からなくなった。

国が作った法律の違法行為とも取れる通達を国自らが出して、定額させようとするのは本末転倒ではないのか。

我々は国家資格を所得した歯科技工士として現行の法律を順守し、生業としての歯科技工業を全うしたいだけである。そのためには現行法の矛盾を正していくことはその道のプロとして当然のことである。

安藤 憲法によれば国は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持ち、社会福祉、社会保険、公衆衛生の向上、増進に努めなければならないとある。海外技工訴訟に関して国は歯科医師にその責任を委ねると、責任転嫁ともとれる発言をしている。日本の歯科医療制度を守るために何が必要か。

成田 歯科医師や歯科技工士の学生と話すとき、将来を悲観する暗い話が非常に多い。現在の歯科医療環境を考えると分からないではない。

しかし、病院に入院中の患者や在宅、更に介護施設、老人施設等の入所者などの口腔を健康にするの管理がなされていないために歯周病が悪化しているケースや、義歯がきちんと使えなくて食べ物ほとんど飲み込む方が多く、そのほとんどは患者さんが手付かず状態にある。歯科病院に来院するのは100人中10人くらい。超高齢社会で病院等のベッドで寝たきりになっていくこうした患者はますます増えていくと考えられる。歯科は仕事がないわけではなく、してないだけ。問題は歯科医師自身にある。

全国に約10万ある病院に歯科医師と歯科技工士を1人ずつ配置するだけでも数は足りない。仕事は持っているだけでなく作り出す仕組みを考えなければいけないと思う。

また、若い歯科医師は、補綴物を作ったという経験がほとんどないので、チームでの取り組みが必須となり、1歯科診療所には一人の歯科技工士あるいは周回の歯科技工士との連携が不可欠となる。特に医療は個々の患者によって多様性が求められるので、世界的にも優れた日本の歯科技工体制の下で歯科技工士と歯科医師が連携して補綴物を提供していき、製品としての海外技工物は限られてくるので

はないか。

安藤 国内の技工物には薬事法で定められた材料での製作が決められているのに海外で製作されたものには規制がないのは理屈に合わないと思えないだろうか。

田辺 まったくおかしな問題だ。日本の医師法は医師の指導の下で様々なことが行われていると刃建前があるが、診療所が異なる北海道にいる医師が東京にいる看護士に指示するのはあり得ない。国内では有資格者と決められている補綴物が海外からのものであれば誰が作ってもいいという話はず論以外のなものでもない。

歯科技工士という国家資格者は世界的に見ると非常に少ない。歯科技工物を作る上では資格者をなくした方が簡単で、極論すれば日本の国家資格を持つ歯科技工士はいなくなるということだ。一つのが国や場所によって扱い方が違うのはおかしいもので、これは深刻な問題。やはり補綴物は薬事法の管轄で行われるべきだと考える。

特に、薬事法は改正され規制が強化された。医療器具を作る器械を輸入するだけでも、日本の条件に合っているかどうかで経営者の病気の有無までチェックされる。海外技工物だけ誰が

作ったものか分からないのに何の規制も受けないのは理屈に合わない。

歯科界全体で建設的議論を

安藤 歯科技工士問題ではこれまで厳しい規制がかけられてきた。海外技工問題をそのまま放置すれば日本の歯科技工制度そのものが形骸化する恐れがある。この問題がすべての要因ではないが、深刻な若年者の歯科技工離れを歯科技工業界は厳しい環境下にあるどのような対策が必要か。

金田 38年間歯科技工所を経営してきた。若年者の歯科技工離れ問題は経済環境にある。その大きな要因は安い歯科技工料金にある。技能が問われる仕事だけに、良い仕事をすればそれに匹敵した技工料が必要と考えられている。そのためには経験が必要で、若年者が入ってこない業界は疲弊すると言われる。まさに歯科技工界はそうした状況にあり、高等学校の進路指導の先生は歯科業界に進むのを強く指導しない。

歯科技工所の経営を考えると非常に難しいと思うが、経営者や先輩歯科技工士が、患者さん

の募んでいる姿を見せられるシステムを構築し、厳しさと喜びを与えられる教育環境を作っていくしかないと思っている。

安藤 日本の歯科技工制度は世界的にも高く評価されているが、それを支えてきたのは歯科技工所の7割を占めるワンマンラボで、国がこれを切り捨てていくことは歯科技工業界だけでなく歯科医療の崩壊につながりかねない。国民に安心の医療を提供するために歯科界がこぞって同じテーブルにつき、建設的な議論をする必要があると思う。

脇本 今回の訴訟で一番に怒り、抗議するのは歯科医師だと思っている。自身の権利と医師としての責任を果たすためにもこの問題に携わってほしい。国の歯科技工士法への侵害は歯科医療制度の崩壊につながり、国民の口腔健康が守られていないことの証でもある。

歯科医師なくして歯科技工士はあり得ない。国民、患者に良質の歯科医療を施すために、互いの力を十分に発揮し、相手を尊敬できるシステムを構築することが、我々に今求められていることであり、将来への明るい展望となるのではないだろうか。

中国（北京）・歯科技工事情視察記

〈百聞は一見に如かず〉

歯科医療を守る国民運動推進本部 代表 脇 本 征 男

はじめに

平成21年6月7日より10日までの4日間ではあったが、全国保険医団体連合会（保団連）の調査員と共に、北京数社のラボを視察調査した結果、現地においての調査内容を所感として記す。

厚生労働省が「歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究」の報告書を公表したのが平成21年4月のことである。この調査の「考察」の要点は、

- ① 海外技工は減っている。
- ② 海外技工物に大きな問題はない。
- ③ 中国のラボは設備も良く整っており問題ない。
- ④ 海外技工はこれからの主流となり、国内の技工コストの引き下げに有効である。

① について

実際の現地における調査によると、厚生労働省のデータを見ると増加率が減少しているように見えるだけであり、調査内容の「保険は適用外」また「下請け」は回答がない。中国での日本向けの技工物はほとんどが従業員300名以上の大規模ラボの操業によるもので、正確な輸入実態が把握されていないのが現況である。

今回、日本と取引ある会社は一社だけ視察したが、我が国の大手の仲介歯科技工所と取引のあるラボの受注実態は、中国国内6：海外4の割合で、量的には海外のうちアメリカ・日本が30～35%、残りはそのほかの国という割合。そのうち日本は70%が義歯床、30%が金属床とセラミックス。アメリカは、金属床とセラミックスということだった。そのラボの規模は2カ所にわたり、全体で450名の従業員数を抱え、5～6年前より海外の受注が盛んに行われてきているが、日本のニーズがここ2～3年はうなぎ登りということである。今後、宣伝にはあまり力を入れなくても良いくらい、日本のニーズは高まってきていて、仕事の依頼者は、歯科医師の直接依頼はなく、主に歯科技工所である。

他のラボは、業績がここ数年で海外受注が20～50%の伸び率であるが、日本の受注は断っていると言う。理由は、日本は法律が厳しく遵法精神を尊重し、相手国の法律を侵してまで違法行為の片棒を担ぐことは出来ない。加えてコストを下げられることで品質を落とすことは、会社の生産効率下降と信用失墜に繋がる。何より従業員の志気をそぐことになる。と明確に断言。

② について

中国で作製の歯科技工物に大きな問題がないかという、甚だ疑問である。厚生労働省のデータにおいても、指示した材料との相違について「度々ある」が15.5%、設計デザインの不良「度々ある」が30.8%、装着後の破損・修理「度々ある」が34.6%、患者さんとのトラブル「度々ある」が15.4%、歯科技工所の記載（指示書）で「記載されていない」が65.3%となっており、いかに限定数の歯科医師のアンケート調査とは言え、国内の歯科技工所では考えられない数値であり、無法地帯の歯科医療に等しい。

また、設計デザインは、元来、発注する歯科医師の仕事の範疇であるはずであるが、それに反し無資格者にそれを依存している実体が浮き彫りにされている。

今回の我が国と取引あるラボは、責任をもって「トラブル等も対応している」等と言ってはいたが、補てつ物の装着は歯科医師の最終責任である。厚生労働省調査結果の数値の大小にかかわらず患者さんが被害を被っていることは事実だ。一方、遵法精神に則り日本の依頼を断っているラボは、ここ5年間こういったトラブルは「一度もない」と断言する。

中国では現在、歯科技工物を単なる商工業規格規制範囲の「物」の扱いから、国家衛生行政の規格規制に基づく「医療」の歯科の一環として「歯科医療物」を扱う方向への脱皮を希求していると言うラボオーナー（指導者）の話を聞くことができた。

氏は、過去に、有名な中国の先人で日本で医師・歯科医師の免許を取得すると共に医学博士号までとり帰国し、日本における教育で得た学識や経験を生かし、法律や制度、歯科におけるすべての技術等を傾倒崇拝され、後に北京大学病院の院長として名を馳せた方から「歯科技工」を学び、自らも医師・歯科医師でもあるという。氏は言う。現在日本には現業に携わる「歯科技工士」が3万5千名も居るそうだが、たとえ国が何かしらの思惑や事情があったとしても、現行の法律をねじ曲げてまで、歯科技工士の使命である「国民の安心・安全」のためにという資格制度があり、国家免許が与えられている職分が侵されると言うときに、何故に皆さんは立ち上がって本旨を貫こうとしないのか。中国の歯科事情はある意味規模が大きくなり、盛んになってきたとは言っても歴史が浅い。医療として充実させるためには、日本がすべてであり、学ぶべき点ばかりである。その最たるものは、日本の歯科医療に関する法律であり制度であり、教育である。過去も歯科関係の多数の日本人が来られ、その都度このように同じ話をしている。帰られると一向にお返事どころか音沙汰がない。現在中国の国家機関には統一された教育機関がない。それぞれの任意の地域集合体やラボ独自で銘々に教育機構や独自の設置基準を作り、任意の資格程度しかないのが実体である。どなたか有能な歯科医療関係者はおりませんか。国家資格を得るための教育機関を制度化することにお骨折り頂ける識者はおられますか。

このように、我が国の歯科医療、とりわけ「歯科技工士」に関連する法律、資格制度、生涯研修制度等、教育制度を基軸とした整備が課題になっている。羨望のまなざしで熱く語られ、今回の海外委託問題は「勿体ないことだ」との一言。教育に熱心なだけに、情熱をもって自らも学校を併設し経営している。前述の通り、中国では何かしらの専門教育を受けた一握りの者以外は、技工作業に従事していて専門教育を受けていないいわゆる無資格者が少なくとも7～8万人いる。今回訪問した中堅あるいは大型ラボ以外、日本で言う「中小ラボ」は掌握出来ないほどあり、「医療機械生産企業許可証と医療機械商品登録証」は取得が難しく、国内全てのラボが取得しているとは限らないのが現状。

③について

確かに中国は広く、大きく、スケールがすべてにおいて膨大ではある。しかし、今回視察した数社の中で自社ビルでのラボは一社だけで、他は廃屋となった巨大古ビルのエレベーターもない4階や6階のワンフロアをガラスやパネルで間仕切りして清潔感をかもし出し聡明感はある。しかし、ラボワークシステムそのものは「流れ作業」であり、ほとんどはコンベアの一部として一日の作業をしている。若者が多いことも内容に順応して理解できる。

厚生労働省の調査結果にあるように、視察して思うことは、一見、設備も良く整っており問題ないようには見える。しかし前述のように、それは外見上、単なる物作りの工場としては、これ以外はないだろうと思える機械、機材等、諸外国から輸入されたであろう新品の高価な最新機械、機材がこれ見よがしに据えられ稼働している。

推測ではあるが、削り、磨き、その他、そのパーツを教えられるままにこなしている。彼ら彼女らを見ていると、歯科医療物としての考えは無いと思うし、やはり日本の教育システムの優秀さはすばらしいと感じるのである。

一人ラボの弊害であるとか、その生産効率が悪いとか、いろいろ指摘されるが、日本の歯科技工士は、一人一人が「歯科技工物」は、人体の生体機能として臓器ともなりえ、口腔内で機能する「歯科医療物」を製作するための教育を受け、国家資格という免許が与えられ、唯一、歯科医師の代理として、「歯科技工」を行いうる「業務独占」が付与されている。そして、我が国は国民皆保険制度を布いている世界に確たる医療先進国なのである。中国のように、現在の工業規格のみに合致した、医療そっちのけの外見のみが整えられている海外の物作り無資格ラボに、コスト面のみを効果を狙い仕事を発注する等、国賊に与えする。中国の現状のラボのオーナーが真摯に日本を羨望のまなざしで熱く語るゆえんである。医療従事者として43年間「歯科技工士」の生き様を思い、恥ずかしく、断腸の思いであった。

④について

厚生労働省の調査結果では、海外技工はこれからの主流となり、国内の技工コスト引き下げに有効としている。これはまさに、国・厚生労働省が歯科技工の海外委託に対しての本音の姿勢が鮮明に現れたものである。

医療労働国際流動化政策の一つとして、医療費のコストダウンが目的のものであるが、法律、制度の希薄な中で、150人規模のラボを営むオーナーが、奇しくも「そんな日本の需要には応えられない」と明言する根拠は痛いほど分かる。「医療は人が成し、仕事も人が成す」国・環境・制度は違っても、自らの職分を弁えた生き方は、最低限、人間として心得なければならぬことではないだろうか。

今回の裁判を通して、国・厚生労働省は、我が国の歯科医療における国内歯科技工士の存在意義と役割を全く考慮されていない。すなわち、資格、環境、設備、補てつ物作成指針まで顕示し、がんじがらめに拘束し、その基準を徹底させようとしている反面、海外技工は「歯科医師の裁量で可」とする等、施策の矛盾が大きい。

また、歯科技工物の品質・安全性の観点でも、我が国は「医療」であり、海外、特に中国は「産業」に準じている。他国の指導者が羨望する法治国家とは何なのか。元来、国家資格を与える権限を有し、社会で医療従事者として歯科技工士を運用していながら、その管理監督者たる当事者としての責任がまるで欠如している。厚生労働省の調査結果によると、海外技工を産業政策の面からのみとらえ、本来の医療と

しての観点が無い。先進国の事例を手放しで賞賛しているが、各国での技工士の離職や医療崩壊の実態、さらに今回ようやく調査で明らかになった品質・安全性の問題の考察はない。また、材料、機械メーカーの産業戦略により、海外技工が推進されている実態に触れながら、それによる問題点の考察はなされていない。保団連の見解を見ると、厚生労働省の調査ではなく、経済産業省の調査であると評価しているが、同感である。

おわりに

今回、中国（北京）の限られた一部分だけではあるが視察させて頂いて思うことは、アジアの隣国であり、過去の戦時下における筆舌に尽くせないご迷惑をかけた国としての自分なりの懺悔の気持ちとは別に、決して敵対心でこの問題に取り組んでいるのではないということである。ましてや、差別、蔑視ということでもない。むしろ、そのような感覚でこの問題をとらえる方がいたとしたら、まさに本末転倒である。まことに持って恥ずかしい事で、むしろそれらは糾弾されてしかるべきと考える。今回の歯科技工の海外委託問題は、中国がたまたま相手国として取引数が多かったと言うことに過ぎず、要は、我が国の法律の問題なのである。自国の「法律に違反しているのではないか」との訴えに対して、法の本旨、つまり国民患者のために絶対にあってはならないことを起こしてはならないために、国が制定し、国家資格である免許を与えている。自ら管理監督の責務があることをさておき、自国の法を度外視してまで、尺度の基点（自国は医療、相手は産業）の違う相手国を調査し、「安全だから問題ない」とすること自体、ピントがずれているとしか言いようがない。

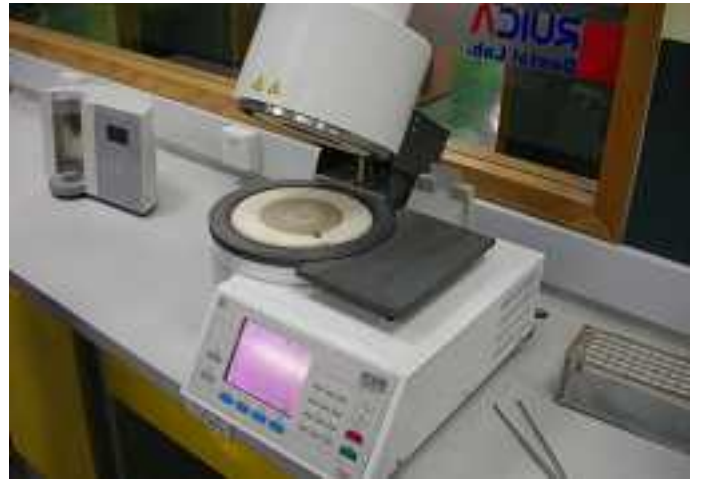
国・厚生労働省は国内歯科技工士の現在の生活実態をお分かりでしょうか。本当に「爪に灯を灯す」という言葉がありますが、現在医療先進国と言われる我が国日本において、想像を絶する過酷な状態なのである。中国ラボに見る立地環境、労働環境、労働条件、人材要員の状況、仕事の需給状態、それに、何よりも全てのことに元気でやる気には驚かされた。このように、現在の日本で今、失われつつあることが凝縮されており、自らの反省も踏まえ、羨望と加えて学ぶべき点は無限にあった。さりとてラボオーナーは語る。

「歯科の先進国である日本の法律、制度、教育、技術を学び、真の国民歯科医療を構築したい。」そして、今一番求めているのは日本の有能な指導者が欲しいということである。

今回、図らずもこの問題を「歯科医療業界の存亡危機」と定義づけ、もっとも積極的に解決策を模索し、押し進めて頂いている構成員10万人を要する保団連の先生方のご好意と、訴訟原告団の熱い思いに後押しされ中国視察に加えて頂いたが、生涯に、これ以上ない感激と歯科技工士としての使命の尊さを享受した。感謝の極みである。私は、我が国の医療従事者である歯科技工士としての誇りを持って、異国のそれも隣国の、これから我が国の「全てを学ばなければ」という気概に共鳴し、この一連の訴訟問題とは別の観点で、自国の歯科技工士制度の充実・維持・発展と合わせ、歯科医療の国際交流貢献に、可能な限り献身協力を惜しまず邁進したい。

私たち歯科技工士は、国・厚生労働省に対して生活を補償してほしいと申し上げているものではない。少なくとも、今まで地を這ってでも歯科医師の指示に従い、ただひたすら国民患者のために、の一念で業を成してきた者たちの心身の支えである「歯科技工士法」の歪曲解釈を回避し、率直に「真の国民のため」のものとしただけである。一完一





1 1 自治体意見書（データ）

国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択状況

平成21年11月 2日 現在

		自治体名	人口	採 択 日
1	府 県 議 会	1 愛知県議会	7,398,968	平成12年 3月24日
2		2 宮城県議会	2,335,562	平成21年 3月17日
3		3 大阪府議会	8,840,276	平成21年10月27日
4	市 議 会	1 東京都日野市議会	180,661	平成20年 3月28日
5		2 北海道札幌市議会	1,884,939	平成20年 6月11日
6		3 愛知県名古屋市会(市議会)	2,249,315	平成20年10月 1日
7		4 東京都立川市議会	177,795	平成20年10月 3日
8		5 岡山県倉敷市議会	473,139	平成20年12月
9		6 岡山県真庭市議会	49,549	平成20年12月
10		7 岡山県備前市議会	38,308	平成20年12月
11		8 宮城県仙台市議会	1,031,964	平成20年12月18日
12		9 青森県青森市議会	302,503	平成21年 3月25日
13		10 青森県つがる市議会	38,051	平成21年 2月27日
14		11 青森県八戸市議会	238,729	平成21年 6月17日
15		12 青森県平川市議会	34,105	平成21年 6月17日
16		13 大阪府大阪市会(市議会)	2,661,556	平成21年 9月17日
17		14 大阪府吹田市議会	355,237	平成21年 9月28日
18		15 大阪府門真市議会(かどま)	128,401	平成21年 9月29日
19		16 大阪府交野市議会(かたの)	77,836	平成21年 9月30日
20		17 大阪府和泉市議会	181,403	平成21年 9月30日
21		18 大阪府摂津市議会	83,669	平成21年11月 2日
22	町 村 議 会	1 岡山県勝田郡奈義町	6,154	平成20年12月
23		2 岡山県和気郡和気町	15,601	平成20年12月
24		3 岡山県久米郡久米南町	5,375	平成20年12月
25		4 岡山県久米郡美咲町	15,801	平成20年12月
26		5 青森県下北郡風間浦村	2,326	平成21年 2月16日
27		6 青森県三戸郡南部町	20,467	平成21年 2月18日
28		7 青森県上北郡野辺地町	14,292	平成21年 2月20日
29		8 青森県上北郡七戸町	17,499	平成21年 2月20日
30		9 青森県上北郡横浜町	4,842	平成21年 2月20日
31		10 青森県三戸郡新郷村	2,842	平成21年 2月20日
32		11 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町	11,643	平成21年 2月20日
33		12 青森県三戸郡階上町(はしかみ)	14,961	平成21年 2月24日
34		13 青森県下北郡大間町	5,933	平成21年 2月27日
35		14 青森県下北郡佐井村	2,509	平成21年 2月27日
36		15 青森県西津軽郡深浦町	9,984	平成21年 2月27日
37		16 青森県南津軽郡大鰐町	11,185	平成21年 2月27日
38		17 青森県上北郡六戸町	10,168	平成21年 6月 9日
39		18 青森県北津軽郡板柳町	15,487	平成21年 6月10日
40		19 青森県北津軽郡中泊町	12,981	平成21年 6月17日
41		20 青森県三戸郡五戸町	18,944	平成21年 6月
総人口			22,211,579	

人口計算が重複しないよう、愛知県、宮城県、大阪府はそれぞれ市の人口を加えないで計算し総人口としています。

1 1 自治体意見書（文書）

【おことわり】 関係各位のご協力により、いくつかの原文等を入手しておりますが、最も直近の大阪府摂津市の意見書を掲載させていただきました。尚、編集上、原文とはレイアウトが異なります。

歯科技工物の安全性を求める意見書

近年、歯科医療の分野で海外技工物の使用が増加している。現在日本の歯科技工は法律に基づき、厳しい施設基準や厳格な資格制度があり、使用材料は薬事法によって規制されている。

しかし、海外技工物については、日本のように技工所の施設基準や技工士の資格も使用材料についても、まったく法的規制がない。また海外技工物は医薬品として扱われず、いわゆる雑貨品として輸入されており、品質や安全性について何のチェックも受けていない。それが患者の体内に装着される危険性は計り知れない。

厚生労働省は海外技工物の取り扱いについて、2005年9月に課長通知（医政歯発第0908001）を出しているが、この中で、国外で作成された補てつ物については、使用されている歯科材料の性状等が必ずしも明確でないなどと述べながら、海外技工物に関する全ての責任を歯科医師にゆだねており、国としてのチェック体制も責任も明確にしていない。

入れ歯にかかわる診療報酬の改悪により歯科技工所の経営難が加速し、廃業も増え、新たに歯科技工士になる若い人を確保できないなどの事態が深刻化している。そうした中で、安全や品質に規制のない安価な海外技工物が大量に輸入され、自費診療が増えれば、日本国内の技工所の経営が圧迫され、壊滅的な打撃を受ける。また日本の歯科医療の安全性が根底から覆される。

歯科技工は、国民の健康を支える医療の一環であり、国が責任をもって、国内技工物を守る責任がある。

よって政府および国会は、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 厚生労働省課長通知(医政歯発第0908001)を撤回する。
- 2 歯科技工士が安心して仕事を継続でき、歯科医と連携して「よい入れ歯」を保険で給付できるように歯科技工物に対する診療報酬を改善する。
- 3 歯科医療の安全性を確保するため、国内で歯科医療を完結する体制を確立する。
- 4 当面の緊急対策として、海外技工物の取扱いは、国内歯科技工士法に則したものにすする旨を諸外国に通知するとともに、海外技工物を薬事法対象の「医薬品扱い」とする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年11月 2日

摂津市議会

内閣総理大臣
国家戦略担当大臣
総務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

} 各宛

12 主な記録と資料データ (1)

	平成	年月日	内 容
1	3	1991/6/11	立法化の動きで考える製造物責任と歯科技工士／川浪利男／寄稿・日本歯科新聞
2	7	1995/8/8	歯科技工士を医療専門技術職に育てよう／石岡 靖／投稿・日本歯科新聞
3	11	1999/6/21	歯科技工物の海外委託は違法・(社)日本歯科技工士会見解表明／月刊デンタルパワー
4		1999/7/4	歯科技工物の海外からの輸入について／(社)愛知県歯科技工士会
5		1999/8/1	歯科技工物を海外に再委託することについて／「日本歯技」8月号
6		1999/9/7	営業ファクシミリ／アジアデント社
7		1999/9/7	営業ファクシミリ／スチュワーズ社
8		1999/9/19	歯科技工所による海外委託反対3項目を決議／(社)日本歯科技工士会第70回代議員会
9	12	2000/1/1	海外物阻止で意志決定・歯技協／歯界報知／日本歯科新聞／デンタルパワー
10		2000/2/1	衆議院議員吉田幸弘氏、海外技工問題の講演／歯科技工2月号
11		2000/2/9	歯科技工指示書の記載について通知／愛知県衛生部12医第132号
12		2000/3/1	このままでは入れ歯が危ない／(社)愛知県歯科技工士会通知
13		2000/3/2	歯科技工の受託・再委託について／(社)社団法人日本歯科技工士会
14		2000/3/9	医療に改善を求める請願書／(社)日本歯科技工士会中国ブロック協議会
15		2000/3/14	愛知県行政・所轄保健所による立入聴取／日本歯科新聞
16		2000/3/25	愛知県議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
17		2000/3/25	歯科医師に無断で入れ歯を海外発注／愛知県指導／讀賣新聞／中日新聞
18		2000/3/25	海外再委託を断固阻止へ／(社)東京都歯科技工士会(都技ネットワーク)
19		2000/3/30	国外への再委託についてのお知らせ／(社)愛知県歯科技工士会
20		2000/4/10	歯科技工法に抵触で断固反対合同会見／日技・歯技協／新聞クイント
21		2000/6/22	パートに義歯作らせる・歯科医師と技工士書類送検／中日新聞
22	13	2001/11/22	歯科医師／歯科技工士法違反・医療停止1月／医道審議会
23	14	2002/2/19	技工料の決定に関する質問主意書／櫻井充議員／第154国会
24		2002/4/17	歯科技工士関係の国会質問／金田誠一議員／厚生労働委員会議録第9号
25	15	2003/1/14	中国歯科事情・需要急増巨大市場に・環境整備へ海外技術導入／日本歯科新聞
26	16	2004/1/30	歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会報告書／昭和58年春から実施試験中断
27		2004/8/10	歯科技工士で初の4年制／日本歯科新聞
28	17	2005/3/18	通達／医政発第0318003号／二次委託管理／厚生労働省
29		2005/9/8	通達／医政発第0908001号／国外で作製された補綴物等の取扱について／厚生労働省
30		2005/9/8	医政発第0908001号の解説／「日技ホームページ
31		2005/11/1	医政発第0908001号の解説／「日本歯技」
32		2005/12/10	営業ファクシミリ／(株)東港歯科貿易
33		2005/12/10	営業ファクシミリ／有有限会社ファストジャパン
34		2005/12/17	統一声明書／(社)日本歯科技工士会(社)日本歯科商工会・日本歯科技工所協会
35	18	2006/6/14	海外委託に関する質問主意書(項目12)／櫻井充議員／第164国会
36		2006/7/1	中国技工代理店募集ファクシミリ／(株)東港DC
37		2006/10/6	国外で作成された歯科技工物の質問主意書／大久保努議員／第165国会
38		2006/10/11	歯科技工士の長時間労働に関する質問主意書(項目6)／櫻井充議員／第165国会
39		2006/10/24	歯科技工法に逸脱しない／日本歯科新聞
40		2006/11/9	国外で作成された歯科技工物に関する質問主意書／大久保努議員／第165国会
41		2006/12/12	海外技工物、保健給付せず／日本歯科新聞
42	19	2007/5/21	歯科技工士の労働条件等に関する質問主意書／大久保努議員／第166国会
43		2007/5/29	歯科産業ビジョン案に海外生産技工物の増加／日本歯科医師会／日本歯科新聞
44		2007/6/11	営業HP／(株)プリバンテック
45		2007/6/14	国外で作成された歯科医療の用に供する質問主意書／仙谷由人議員／第166国会
46		2007/6/14	歯科診療報酬に関する質問主意書／小池見議員／第168国会
47		2007/6/22	輸入義歯認めるな技工士80人国を提訴へ／朝日新聞
48		2007/6/22	コラム・国を提訴する歯科技工士の覚悟／日本歯科新聞
49		2007/6/22	歯科技工物の海外委託・東京地裁に提訴手続き／原告団・弁護団
50		2007/6/26	すごいぞ中国技工／ホームページ愛知県篠田デンタルクリニック
51		2007/6/26	営業HP／デンタルアーツインターナショナル
52		2007/6/26	営業HP／台湾定遠歯研
53		2007/6/26	営業HP／(株)三和デンタル
54		2007/6/26	営業HP／ハルプラストジャパン本社
55		2007/7/24	歯科技工海外委託は歯科界を豊かにする／古賀和憲／日本歯科新聞
56		2007/8/8	営業HP／(株)マークスインターナショナル
57		2007/8/8	営業HP／(株)マークスインターナショナル
58		2007/8/11	営業HP／株式会社 プリバンテック
59		2007/8/30	第1回弁論／東京地方裁判所606号法廷
60		2007/9/14	歯の詰め物に中国製増殖中／週刊朝日
61		2007/9/21	国益を損なう海外委託／安藤申直／河北新聞
62		2007/10/1	海外委託技工営業カタログ／(株)日本歯科医療総合研究所
63		2007/10/25	第2回弁論／東京地方裁判所606号法廷
64		2007/10/28	輸入激安入れ歯は大丈夫なのか連載5回／日刊ゲンダイ
65		2007/12/4	技工業界の労働環境改善訴える／脇本征男／日本歯科新聞
66		2007/12/18	検査せず安全マーク・玩具23万個回収／朝日新聞
67		2007/12/18	第3回弁論／東京地方裁判所606号法廷
68	20	2008/2/4	国会質疑／民主党櫻井充議員・参議院予算委員会／第169国会
69		2008/2/28	第4回弁論／東京地方裁判所606号法廷
70		2008/3/14	中国義歯から鉛「安全に問題」／医療介護情報CBニュース
71		2008/3/16	中国歯科技工物米で鉛検出・法制化を／東京新聞
72		2008/3/18	海外技工の実態調査へ・厚生労働科学研究／日本歯科新聞
73		2008/3/28	東京都日野市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
74		2008/4/25	第5回弁論／東京地方裁判所606号法廷
75		2008/6/1	厚生労働大臣へ嘆願書／全技協・末瀬一彦会長
76		2008/6/11	札幌市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
77		2008/6/17	歯科技工士学校、衛生士学校・入学者の減少に歯止めかからず／日本歯科新聞
78		2008/6/20	第6回弁論／東京地方裁判所606号法廷
79		2008/7/8	現場発着歯科技工の行方／コラム4回連載・／日本歯科新聞
80		2008/8/3	歯科医療を守る国民運動推進本部主催第一回シンポジウム／世田谷区「三茶しゃれなあと」
81		2008/9/1	誰かが立ち上がりなければならぬ／脇本征男／DENTAL TRIBUNE新聞
82		2008/9/1	海外技工物緊急調査結果報告書／全国保険医団体連合会
83		2008/9/5	中国製入れ歯技工士困惑／讀賣新聞・夕刊
84		2008/9/22	歯科技工の海外委託問題解決を・厚生労働大臣へ意見書／金田誠一衆議院議員
85		2008/9/26	判決抗議文書／全国保険医団体連合会
86		2008/9/26	お知らせ／判決文による見解／社団法人日本歯科技工士会
87		2008/9/26	義歯輸入の禁止東京地裁退ける／読売新聞・夕刊
88		2008/9/26	第7回判決／東京地方裁判所522号法廷
89		2008/10/1	愛知県名古屋市長(議会)／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
90		2008/10/2	技工士の過酷労働／ラジオ・ニッポン放送・上柳昌彦のおはよう GOOD DAY
91		2008/10/2	東京高等裁判所に控訴 事件番号平成20年(行コ)第347号 損害賠償等控訴事件
92		2008/10/3	東京都立川市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
93		2008/10/7	海外委託訴訟原告団が控訴／日本歯科新聞
94		2008/10/18	義歯材の輸入急増／朝日新聞
95		2008/10/23	20年度熊本県の歯科技工士国家試験に「平成17年通達」から出題
96		2008/11/30	義歯にも必要品質の証明書／コラム声／朝日新聞
97		2008/12/1	岡山県勝田郡義町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
98		2008/12/1	岡山県和気郡和気町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
99		2008/12/1	岡山県久米郡久米町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
100		2008/12/1	岡山県久米郡美咲町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択

12 主な記録と資料データ (2)

平成	年月日	内容
101	20	2008/12/ 岡山県倉敷市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
102		2008/12/ 岡山県真庭市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
103		2008/12/ 岡山県備前市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
104		2008/12/2 国会議員アンケート (NPOみなしか)／日本歯科新聞
105		2008/12/17 控訴審第1回弁論／東京高等裁判所817号法廷
106		2008/12/18 宮城県議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
107	21	2009/1/27 20代の8割が未就業・日技調査／日本歯科新聞
108		2009/2/1 求人広告・定遠ジャパン／雑誌「QDT」
109		2009/2/10 歯科技工士の苦悩／現場発／日本歯科新聞
110		2009/2/16 青森県下北郡風間浦村議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
111		2009/2/17 患者同意しない7割・保団連アンケート／日本歯科新聞
112		2009/2/18 控訴審第2回弁論／東京高等裁判所817号法廷
113		2009/2/18 青森県三戸郡南部町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
114		2009/2/20 青森県上北郡野辺地町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
115		2009/2/20 青森県上北郡七戸町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
116		2009/2/20 青森県上北郡横浜町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
117		2009/2/20 青森県西津軽郡鯉ヶ沢町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
118		2009/2/20 青森県三戸郡新郷村議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
119		2009/2/22 講演・歯科技工海外委託問題／川上詩朗／神奈川県歯科技工業協同組合経営研修会
120		2009/2/24 支援者名簿13,544筆／日本歯科新聞
121		2009/2/24 青森県三戸郡階上町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
122		2009/2/27 青森県つがる市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
123		2009/2/27 青森県下北郡大間町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
124		2009/2/27 青森県上北郡佐井村議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
125		2009/2/27 青森県西津軽郡深浦町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
126		2009/2/27 青森県南津軽郡大鰐町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
127		2009/3/16 輸入歯衛生9割知らず／静岡新聞・北海道新聞・河北新聞・北国新聞・福島民報
128		2009/3/17 宮城県議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
129		2009/3/23 支援者名簿15,755筆／本部発表
130		2009/3/25 青森県青森市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
131		2009/4/1 歯科技工士の価値を今、真剣に考える／田中英樹・仁瓶智太郎・本多正明／QDT
132		2009/4/1 歯科海外技工物の安全性を考える／成田博之／月刊保団連
133		2009/4/7 海外技工物の安全性確保・日歯代議会議／日本歯科新聞
134		2009/4/10 営業カタログ／HR Sラボ
135		2009/4/14 厚生労働省研究班調査発表／日本歯科新聞・高知新聞
136		2009/4/15 控訴審第3回／弁論・東京高等裁判所817号法廷
137		2009/4/18 営業カタログ／株式会社デトラジャパン
138		2009/4/18 営業カタログ／エクセルデントジャパン
139		2009/4/21 海外委託訴訟・高裁「進行協議」を提案／日本歯科新聞
140		2009/4/28 (社)社団法人日本歯科技工士会へ進行協議に関する要請書提出／原告団、弁護団
141		2009/5/1 本部4月28日付要請に対する回答／(社)日本歯科技工士会
142		2009/5/2 関東地区歯科技工士会連合会／日技に要請書提出
143		2009/5/2 (社)日本歯科技工士会へ海外委託について要望書提出／関東地区歯科技工士連絡協議会
144		2009/5/5 支援者名簿19,100筆／本部発表
145		2009/5/10 九州地区歯科技工士会連合会／日技に要請書提出
146		2009/5/10 (社)日本歯科技工士会へ海外委託に関する要望書提出／九州地区歯科技工士協議会
147		2009/5/14 歯科技工士ならびに歯科技工士問題に関する緊急調査報告書／愛知県歯科医師会雑誌(追補版)
148		2009/5/18 控訴審・進行協議(和解協議)／東京高等裁判所
149		2009/5/24 高齢社会で注目される歯科医療職／お仕事ナビゲーション・産経新聞
150		2009/5/28 不法投棄で歯科技工士ら逮捕／産経ニュース
151		2009/5/29 全国の都道府県歯科技工士会会長に請願書提出／本部代表・脇本征男／弁護団・川上詩朗
152		2009/5/31 支援者名簿19,712筆／本部発表
153		2009/5/31 歯科保険医療危機の現実／こちら報道部・東京新聞
154		2009/6/1 見せませ！海外歯科事情・中国歯科技工所の実力／雑誌「アポロニア」
155		2009/6/1 歯科医「倒産・廃業」月刊Z A I T E N
156		2009/6/1 輸入歯科技工物をめぐる報道に対し、フランス歯科界が統一見解を示す／日本歯科医師会雑誌
157		2009/6/ 青森県三戸郡五戸町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
158		2009/6/2 歯科のグローバル化と違法行為／脇本征男／投稿・日本歯科新聞
159		2009/6/4 海外委託に歯止め必要／安藤申直／コラム・河北新報
160		2009/6/7 保団連理事成田博之先生等と脇本征男による4日間の中国技工視察
161		2009/6/9 青森県上北郡六戸町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
162		2009/6/10 青森県北津軽郡板柳町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
163		2009/6/16 平成21年度歯科技工士養成機関・平均定員充足率65％／日本歯科新聞
164		2009/6/17 青森県八戸市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
165		2009/6/17 青森県平川市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
166		2009/6/17 青森県北津軽郡中泊町議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
167		2009/6/22 医療人のモラルと責任／金子久章／コラム・日本歯科新聞
168		2009/6/22 控訴審・進行協議(和解協議)／東京高等裁判所 進行協議(和解協議)
169		2009/6/23 中国のラボに見る海外技工の問題点／ルボ／脇本征男／日本歯科新聞
170		2009/6/27 講演・歯科技工海外委託問題／川上詩朗／東京都歯科技工士協議会
171		2009/6/30 歯科技工の海外委託訴訟・進行協議ましまらず／日本歯科新聞
172		2009/7/1 学術座談会・日本の未来はどこにある／「日本歯技」7月号
173		2009/7/12 国外作製歯科補てつ物の輸入の現状を探る／時見高志／兵庫県歯科技工士会生涯研修
174		2009/7/18 営業ホームページ・定遠ジャパン株式会社
175		2009/7/21 営業ファックス・3年間で800件以上の歯科医院／エクセルデントジャパン
176		2009/7/30 安全の目印・SGマークぐらり／朝日新聞新聞
177		2009/8/5 控訴審第4回／弁論・結審／東京高等裁判所817号法廷
178		2009/8/23 本部主催 協賛各団体 第2回シンポジウム／東京九段会館
179		2009/8/25 あなたの銀歯は大丈夫？野放し輸入品が招く歯科崩壊／週刊エコノミスト
180		2009/8/30 第45回衆議院議員総選挙・歯科技工士対策マニフェスト／民主党、社会民主党、共産党、国民新党
181		2009/9/6 (社)社団法人日本歯科技工士会・日本歯科技工士連盟へ請願書提出／本部・脇本征男
182		2009/9/12 建議書提出／関東地区・九州地区歯科技工士会連合会／第90回(社)日本歯科技工士会代議員会
183		2009/9/25 関東ブロック海外委託問題等で建議／デンタルタイムズ21
184		2009/9/25 歯科技工士海外委託問題でシンポ／デンタルタイムズ21
185		2009/9/28 大阪府吹田市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
186		2009/9/29 大阪府門真市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
187		2009/9/30 大阪府交野市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
188		2009/9/30 大阪府和泉市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
189		2009/10/1 さまざまな歯科技工問題、このままでよいのだろうか？／北山道／コラム・DENTAL TRIBUNE 新聞
190		2009/10/8 診療報酬低く離職続々・入れ歯と歯科技工士／井上博之／持論時論／河北新聞
191		2009/10/9 署名21,151筆を東京高等裁判所民事部に提出／本部・脇本征男代表
192		2009/10/14 控訴審第5回／判決・控訴人(原告)敗訴／東京高等裁判所817号法廷
193		2009/10/15 義歯輸入禁止控訴棄却／読売新聞
194		2009/10/20 原告の請求棄却／日本歯科新聞
195		2009/10/22 海外委託控訴審判決に対する抗議文／全国保険医団体連合会歯科代表・宇佐見宏
196		2009/10/25 リレートーク／入れ歯があぶない／脇本征男／保険で良い歯科医療を決起集会全国連絡会
197		2009/10/27 大阪府議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択
198		2009/10/27 上告／事件番号・上告提起(行サ)第174号 上告受理申立(行ノ)第192号
199		2009/10/27 第2回シンポジウム特集記事／日本歯科新聞
200		2009/10/29 歯科技工士法違反容疑(無資格者)で6名逮捕／栃木県下野新聞
201		2009/11/1 補綴物の安全性確保と安定供給の為の提言／みんなの歯科ネットワーク
202		2009/11/2 大阪府摂津市議会／国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱に関する意見書採択

地域アンテナの募集



①違法入れ歯危険性の広報活動 ②チラシの配布 ③署名集め ④支援金の依頼

上記4項目を主な活動としてボランティアで日本中に協力して頂ける方を募集しております。各種団体、組織、事業所、グループ、町内会など、メンバーの大小を問わず、活動して下さる方は表記事務局までご連絡下さい。

最高裁勝利に向けて、今までの活動をより効率的に拡大し、全国の皆さんと共に情報を共有し、活動を発展させて頂きたいと思っております。全国にいる仲間が同じ情報をリアルタイムで共有出来るという事は、たとえこの裁判の結果がどのような形で終わるにしても、何らかのネットワークが残せるのではないかと考えております。もちろん皆さんが地元で何らかの行動を起こす際の必要な資料なども、こちらから提供させて頂きますし、何より皆さんの行動が足跡という情報となり、他の方々に対しても強い味方となるはずであります。そこで今までの近場の原告団や支援者のみの情報を、全国規模で広く皆さんにも共有していただき、目標額達成のためにさらにご支援ご協力をお願いして参りたいと考えております。アンテナご参加のご一報をお待ち申し上げます。

支援金のお願い



控訴審まで、皆様にはたくさんのご支援をいただき、お陰様で今日まで続けてこられました。しかし、最高裁費用は多額で大幅に不足しています。改めてご支援をお願い致します。弁護士着手金と報酬、裁判所に支払う諸費用、事務通信費、文書費等、裁判には目に見えない様々な経費がかかります。役員は当然無報酬、交通費弁当自弁、OA機器等無償借用など厳しい運営をして経費節減につとめていますが、原告団のカンパ資金ではまかない切れません。弁護士の先生にもご厚意により、格安の料金ばかりでなく支払の延期など多大なお世話になっております。一口2,000円以上何口でも結構ですので、可能な限りご協賛賜りますればこれ以上の幸せはありません。今こそ「歯科技工士の一分」にかけてもふんばりどころと痛感し、勝手なお願いも省みず、心からのご協賛の御願いを申し上げます。

【銀行振込】 三井住友銀行 大泉支店 (店番号608) 普通 6928945
口座名義人 国民と歯科技工士の権利を守る会 会計 武田義夫

【郵便振替】 口座番号 00160-2-743418 (ナジミヨイハ)
加入者名 歯科医療を守る国民運動推進本部
お手元に口座番号が記載された用紙がある場合はご利用下さい。
ない場合は郵便局の窓口から振替の払込取扱票をもらってください。

(手不足のため入金後の御礼の手紙や領収書送付の事務を失礼ながら省かせていただきますが何卒ご容赦下さい。)

署名活動のお願い



現在、支援者名簿20万筆を目標にお願い致しております。この裁判の趣旨に賛同していただける方のご署名をお願いしています。賛同していただける方は、別紙支援者名簿にご署名をお願いいたします。名簿用紙が不足の場合はお手数ですがコピーして下さい。また、用紙に空白欄があっても差し支えありませんので集まった数だけで送って下さい。一名様でも大切な署名価値があります。尚、ご記入いただいた名簿はこの件に使用する以外は一切流用しないことを申し添えます。裁判勝利のために、みなさんのご支援を心からお願ひ申し上げます。

記載された署名簿は表記事務局までFAXにて送信してください。

発行日 平成21年11月20日
発行 違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部
事務局 〒157-0073 東京都世田谷区砧3-18-2 脇本征男 宛
電話/FAX 03-3868-0170
<http://sikagikoushi.web.fc2.com/>
wakimoto@bc.iij4u.or.jp

監修 川上詩朗
発行者 脇本征男
協力 全国保険医団体連合会
日本歯科新聞社
印刷 株式会社ユーゴ
編集 御崎勝雄